

生産情報公表牛肉の日本農林規格

制 定	平成15年10月31日農林水産省告示第1794号
改 正	平成20年11月11日農林水産省告示第1608号
確 認	平成26年2月25日農林水産省告示第297号
改 正	平成27年3月27日農林水産省告示第714号
最終改正	平成28年2月24日農林水産省告示第489号

(目的)

第1条 この規格は、生産情報公表牛肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 雌雄の別 (3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認定生産行程管理者（農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日） (4) 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (5) とさつの年月日 (6) 牛の種別 (7) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (8) 管理者が給餌した飼料の名称 (9) 管理者が使用した動物用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称
生産情報公表牛肉	生産情報公表特定牛肉及び生産情報公表輸入牛肉をい

	う。
生産情報公表特定牛肉	特定牛肉（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第3項に規定する特定牛肉をいう。以下同じ。）のうち、次条及び第4条の規格に適合するものをいう。
生産情報公表輸入牛肉	特定牛肉以外の牛肉のうち、第5条及び第6条の規格に適合するものをいう。

2 前項の表生産情報の項(6)の牛の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 黒毛和種
- (2) 褐毛和種
- (3) 日本短角種
- (4) 無角和種
- (5) (1)に掲げる種と(2)に掲げる種との交雑により生じた種（この種と(1)又は(2)に掲げる種との交雑により生じた種を含む。）
- (6) 和牛間交雑種
- (7) 肉専用種
- (8) ホルスタイン種
- (9) ジャージー種
- (10) 乳用種
- (11) 交雑種

3 前項(6)に規定する「和牛間交雑種」とは、同項(1)から(4)までに掲げる種間の交雑により生じた種（この種と同項(1)から(5)までに掲げる種との交雑により生じた種を含み、同項(5)に掲げる種を除く。）をいい、同項(7)に規定する「肉専用種」とは、牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が同項(8)から(10)までに掲げる種の牛でないものの種（同項(1)から(6)まで及び同項(11)に掲げる種を除く。）をいい、同項(10)に規定する「乳用種」とは、その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種（同項(8)及び(9)に掲げる種を除く。）をいい、同項(11)に規定する「交雑種」とは、同項(1)から(7)までに掲げる種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種（この種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種を含む。）をいう。

4 第1項の表生産情報の項(9)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤
- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きよ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- (10) 整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。）

- (11) ホルモン剤
- (12) 子宮収縮剤
- (13) 肝臓疾患用剤及び解毒剤
- (14) サルファ剤
- (15) 合成抗菌剤
- (16) 抗原虫剤
- (17) 抗生物質製剤
- (18) 内寄生虫駆除剤
- (19) (14)から(18)までに掲げる薬剤以外の病原微生物及び寄生性皮膚疾患用剤
- (20) ワクチン
- (21) 抗血清
- (22) (20)及び(21)に掲げる薬剤以外の生物学的製剤
- (23) (1)から(22)までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤

(生産情報公表特定牛肉の規格)

第3条 生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
生産情報の記録及び保管	<p>生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。ただし、認定生産行程管理者が外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていることをいう。）をしていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、当該生産者が給餌した飼料の名称並びに使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録され、かつ、保管されているものにあつては、(1)及び(2)の生産情報を有するものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理者が給餌した飼料の名称</li> <li>(2) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称</li> <li>(3) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生の年月日</li> <li>(4) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日</li> <li>(5) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日</li> <li>(6) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先</li> </ul>
生産情報の公表	<p>生産情報を一頭ごとに事実即して公表していること。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実即して公表していること。</p>

第4条 生産情報公表特定牛肉の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、生産情報の公表の方法を表示してあること。ただし、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。
表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条及び前条の規定により記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

（生産情報公表輸入牛肉の規格）

第5条 生産情報公表輸入牛肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実即して公表していることとする。

第6条 生産情報公表輸入牛肉の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい

	<p>場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。</p> <p>(1) 個体識別情報（牛の個体を識別するために必要な番号等をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあつては、(1)に掲げる事項に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な情報をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法</p>
表示の方法	<p>食品表示基準の規定に従うほか、名称、個体識別情報又は荷口番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表牛肉」と記載すること。</p> <p>(2) 個体識別情報又は荷口番号 小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p>
表示禁止事項	<p>食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。</p>

最終改正の改正文（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）抄  
平成28年3月25日から施行する。